



## 総代会制の維持が困難になってきた場合の対応について

### Question

「NEWSふくおか」1月号にて、総代制の設置についてありましたが、当組合は長年総代会制としている中、組合員数が210人を割っており、制度の維持が困難になっています。総会制への定款変更手続きはどのようにしたらいいのでしょうか。

### Answer

総代会制については、中小企業等協同組合法第55条に定めがあり、第1項に「組合員の総数が200人を超える組合（企業組合を除く。）は、定款を定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。」とあります。これは、組合員の総数が200人を超えることが総代会設置の必要要件であり、かつ、その存続要件でもあることを定めています。したがって、組合員の総数が200人以下となってしまった場合には、総代会はその機能を失うこととなり、議案審議は定款の規定にかかわらず、総会で行うこととなります。総代会制から総会制へ定款変更を行うためには、下記の流れのどちらかで実施することになります。

#### (1)「通常（臨時）総代会」で定款変更を決議する場合

組合員数が200人以下となる前に、通常（臨時）総代会で定款変更を決議します。定款変更の決議は「特別議決」になるため、総代の過半数以上の出席とその議決権の3分の2以上賛成が必要になります。定款変更を決議した後、認可庁へ定款変更認可申請を行います。

認可後、総代会制から総会制に変更

になったことと、次回以降は通常（臨時）総会になることを組合員全員に通知しておく必要があります。

#### (2)「通常（臨時）総会」で定款変更を決議する場合

組合員数が200人以下になった場合は、通常（臨時）総会で定款変更を決議します。定款変更の決議は「特別議決」になるため、決議には総組合員の過半数以上の出席とその議決権の3分の2以上の賛成が必要になります。総会で定款変更を決議した後、認可庁へ定款変更認可申請を行います。認可が下りましたら、正式に定款変更となります。

総会開催にあたっては、開催通知を発出する前に、いままで総代会に出席していない組合員に対して、組合員減少により総代会が機能を失い、総会を開催することとなる旨を通知するなど、混乱が無いように十分な案内・説明することが必要です。

これまで、総会の開催経験のない組合の場合、事務局や組合員が混乱することが予想されますので、総代会が開催できるうちに定款変更手続きを行うことをお勧めします。